



傷害共済契約における外来の事故の存否 と軽微な外因

日本大学大学院法学研究科 博士後期課程 2年 黒田 佳祐

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評訳はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評訳は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評訳者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

福岡地裁令和2年1月30日判決 平成30年(ワ)第3216号 共済金請求事件
Westlaw Japan 2020WLJPCA01306028

1. 本件の争点

本件は、Y1（被告）を共済者とする傷害共済契約（以下「本件共済契約」という）の被共済者であるX（原告）が、2度の事故により、順次第3腰椎圧迫骨折（以下「本件傷害1」という）、第2腰椎圧迫骨折（以下「本件傷害2」という）の各傷害を負い、傷害を負った都度、治療のため病院に入院したが、後遺障害が残存した旨主張して、Y1および同被告と連帶して共済責任を負うY2に対し、本件共済契約に基づき共済金524万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。本件の争点は、Xが急激かつ偶発的な外来の事故により本件傷害1および2を負ったか否かである¹⁾。

2. 事実の概要

(1) 本件共済契約の概要

Xは、Y1との間で平成28年2月1日、Y1を共済者とし、Xを共済契約者および被共済者とする傷害共済契約（以下「本件共済契約」という）を締結した。本件共済契約に係る普通傷害共済約款（以下「本件約款」という）には、以下の規定がある。

第1条 [用語の説明]

この傷害条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

「災害」急激かつ偶発的な外来の事故（注）で、かつ別表5「対象となる事故」の事故による被害

をいいいます。

（注）疾病又は体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、又はその症状が増悪した場合は、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故から除きます。

(2) 本件傷害1について

Xは、平成28年8月23日、腰痛、右下肢の痺れを主訴としてA病院を受診し、第3腰椎圧迫骨折と診断され、同月25日から10月28日まで同病院に入院した。本件傷害1を受傷した事故（以下「本件事故1」という）の様態として、Xは、自宅にてビールケース（500ml×24本入り）を、それに取り付けられた取手を掴み、後ろ向きで引き摺って移動させていたところ、足を滑らせ、その際、取手から手を離してしまい、後ろ向きのまま後方に転倒し、尻もちをついたため、臀部から腰部にかけて強い衝撃を受けたと主張した。

Xの本件傷害1に基づく共済金の支払請求に対して、Yらは、XがA病院の医師に申告していた内容が、8月23日の初診時においては「8月7日に洗濯物を取り込んでいた際、腰をひねったせいか腰痛が出た」というものであったが、同月25日の受診時には「実は8月22日に重たいものを持って腰に痛みが出て動けなかった」と変遷し、本件傷害1の受傷機転についての申告内容が明らかに変遷しているため、本件事故1の発生自体が認められないと主張した。さらに、Yらは、本件事故1が「外来の事故」に該当しないこと、あるいは、「軽微な外因」として除外されることを主張して争った。

(3) 本件傷害2について

Xは、平成29年1月12日、腰痛を主訴としてA病院を受診し、第2腰椎圧迫骨折と診断され、同月13日から3月24日まで同病院に入院した。本件傷害2を受傷した事故（以下「本件事故2」という）の様態として、Xは、自宅にて米袋（5キログラム）を前屈みになって持ち上げたところ、腰部に激痛が走った（なお、訴状における主張は「前屈みになつて持ち上げた際に、ふらついた」というものである。）と主張した。

Xの本件傷害2に基づく共済金の支払請求に対して、Yらは、Xの受傷機転に関する認識が曖昧であるため、本件事故2の発生自体が認められないと主張した。さらに、Yらは、本件事故2が「外来の事故」に該当しないこと、あるいは、「軽微な外因」として除外されることを、本件事故1と同様に主張して争った。

(4) Xの骨粗鬆症の状況等

Xは骨粗鬆症であり、平成28年8月25日の検査結果は、①腰椎が同年齢比71%、若年齢比53%、②左大腿骨が同年齢比72%、若年齢比51%であった。A病院の医師は、上記検査結果からは、Xの骨粗鬆症はかなり進んでおり、本件傷害1・2について骨粗鬆症の影響はある程度大きいものと考えられ、骨粗鬆症が影響を及ぼした割合を評価するならば、本件傷害1については「本件事故1は一応転倒という外力も加わっているので」50%くらい、本件傷害2については「本件事故2は重たい物を持ったという軽微な外力だけなので」75%くらいである旨の意見を述べている。なお、Xには、本件傷害1・2のほかに2013年頃に第10胸椎圧迫骨折の既往がある。また、Xは、本件傷害1の後、平成28年12月16日、A病院において肋骨骨折の診断を受けている。

3. 判旨（請求棄却）

(1) 急激かつ偶発的な外来の事故により本件傷害1を負ったか否かについて

「……腰痛の原因についての説明が……変遷していることは、極めて不自然であると言わざるを得ない。……平成28年8月23日の受診時に、腰痛が発生した原因として本件事故1（後方に転倒した、あるいは、転倒した際に尻もちをついたなど）の話が医師又は病院関係者に申告されなかつたことが極めて

不自然である……以上の観点に照らすと、本件事故1の発生にかかるX供述部分は、そのままに信用することはできない。」

「加えて、……①Xは、平成28年8月25日頃当時、骨粗鬆症であり、その程度も相当進行した状態であったこと、②骨粗鬆症の場合、骨強度が低下しているので微弱な外力で脊椎の圧迫骨折を生じ、著しく骨強度が低下している者では明らかな外傷機転の既往がなくても生じることがあり、日常生活動作で骨折する例もあることに照らせば、平成28年8月23日当時、Xに第3腰椎新規（新鮮）圧迫骨折が認められたとの事実が、本件事故1の存在を直ちに推認させるものでもない。……Xが受診時よりも数週間前の洗濯物の取り込みなどの日常生活動作の中で第3腰椎を圧迫骨折していたとしても、受診経過に照らして不自然であるとはいえない。」

「そうすると、本件全証拠によるも、本件事故1（外来の事故）の発生を認めるに足りないといわざるを得ない。……なお、Xが洗濯物の取り込みなどの日常生活動作の中で第3腰椎を圧迫骨折したとしても、骨粗鬆症という疾病を有するXが軽微な外因により発症した場合に当たり、上記日常生活動作は、本件約款にいう「急激かつ偶発的な外来の事故」から除外されるから、本件傷害1は「災害」に該当しない。よって、いずれにせよ、後遺障害共済金及び部位・症状別治療共済金の支払を求めるることはできない。」

(2) 急激かつ偶発的な外来の事故により本件傷害2を負ったか否かについて

「……本件事故2が発生したことを明確に示すことがなかったのはいかにも不自然であるといわざるを得ない。また、Xの本人尋問における本件事故2に関する供述は、……変遷が見られることに加え、そもそも本件事故2はあまり覚えていない旨述べるなど曖昧である。以上の観点に照らすと、本件事故2の発生に係るX供述部分は、そのままに信用することはできない。」

「加えて、……①Xには、脆弱性骨折の既往……があるところ、このような場合、椎体を再度骨折する危険性が相当上昇すること、②カルテにも所見として……骨折連鎖を示唆するものと思われる記載があることに照らせば、平成29年1月12日当時、Xに第2腰椎圧迫骨折が認められたとの事実が、本件事

故2の存在をただちに推認させるものではない。」

「そうすると、本件全証拠によるも、本件事故2（外来の事故）の発生を認めるに足りないといわざるを得ない。……なお、Xが前屈みになって米袋を持とうとするなどの日常生活動作の中で第2腰椎を圧迫骨折したとしても、骨粗鬆症という疾病を有するXが軽微な外因により発症した場合に当たり、上記日常生活動作は、本件約款にいう「急激かつ偶発的な外来の事故」から除外されるから、本件傷害2は「災害」に該当しない。よって、いずれにせよ、後遺障害共済金及び部位・症状別治療共済金の支払を求めることはできない。」

4. 評釈（判旨の結論に賛成）

(1) 本判決の意義

本件は、骨粗鬆症という疾病を有する79歳（本件事故1発生当時）の被共済者が、2度の事故により、順次第3腰椎圧迫骨折・第2腰椎圧迫骨折をしたとして、締結していた傷害共済契約に基づく後遺障害共済金および部位・症状別共済金を求めた事案である。

Xの共済金請求に対し、Yらは、本件傷害1・2とともに、①事故の発生自体が認められないこと、②外来の事故に該当しないこと、③軽微な外因として除外されることを主張して争った。そして、本判決は、まず事故の発生が認められるかについて検討し、本件事故1・2ともに事故の発生自体を否定した。もっぱら事実認定によって、請求棄却の判決を導いているという点に事例的意義があると思われる。さらに、「災害」つまり「急激かつ偶発的な外来の事故」から除外される場合の注意書きとして存在する「軽微な外因条項」の適用についても言及している点においても事例的な意義を有する。

(2) 傷害保険の概要

① 傷害保険は、各損害保険会社・生命保険会社・共済によって実施されているが、傷害保険の保険事故の内容については、保険法に規定されておらず、各約款に依拠している。損害保険会社の傷害保険では、「急激かつ偶然な²⁾ 外来の事故」による身体傷害の発生が保険事故とされ、身体傷害の直接の結果として死亡、後遺障害の発生または入院・通院の場合に、それぞれ所定の基準による保険給付が行われる。これに対して、生命保険会社

の傷害保険では、「急激かつ偶発的な外来の事故」を「不慮の事故」とし、不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡、身体傷害（後遺障害）の発生または入院・通院したこと等までが保険事故とされ、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号等に定められた分類項目のうち約款所定の表に定められた場合に保険給付が行われる（分類提要方式）。ただし、近年では、急激・偶発・外来の定義を置き、かつ備考として急激かつ偶発的な外来の事故に該当する場合と該当しない場合を例示する方式（一般要件方式）を用いる生命保険会社が増加している³⁾。このように、保険者が損害保険会社であるか、生命保険会社であるかによって若干の相違はあるものの、保険事故を構成する急激性・偶発性・外来性の3つの要件は共通している⁴⁾。

② 本件約款において、「災害」とは「急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ別表5『対象となる事故』の事故による被害」であると定義されている。そして、災害を直接の原因として後遺障害の発生または入院したことが共済金の給付事由とされている。また、「急激かつ偶発的な外来の事故」の、注意書きとして、「疾病又は体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、又はその症状が増悪した場合は、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故から除きます。」と規定されている。そのため、本件共済契約は、生保型傷害保険の分類提要方式に類似する。

(3) 外来性要件について

① 上述の通り、「災害」に該当するには急激性・偶発性・外来性の3要件を満たす必要があるところ、本件においては、本件事故1・2ともに「外来の事故」に該当するか否かのみが争われ、急激性・偶発性の要件についての詳細な検討はなされていない。

外来性の定義として、従来、(α) 疾病等の被保険者の身体の内部に原因があるのではなく、外部からの作用に原因があること、(β) 単に外部からの作用に原因があることと解釈され、疾病起因性を含むか否かで学説上争いがあった⁵⁾。(α) の見解が多数説であったが、最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁（以下「平成19年最判」という）は、損保型の共済契約に関して、(β) の見解を探

用した。これにより、外来の事故と傷害との間の相当因果関係については、請求者が主張立証責任を負担し、疾病免責その他保険者免責事由に該当することについては、保険者が主張立証責任を負担することが明らかとなった。

本件共済契約は生保型の共済契約であるため、上記の平成19年最判（損保型の傷害保険において展開された判例法理）が、生保型の傷害保険にも及ぶのかという問題が生じる。最高裁の立場は明らかでないが、下級審裁判例には、平成19年最判の射程が生保型の傷害保険に及ぶと解されるものもあればそうでないものも存在する⁶⁾。しかし、学説においては、最高裁は平成19年最判で、保険金請求者の立証負担を軽減するという価値判断を行ったのであり、身体障害が外部からの作用を原因とするか身体の内部を原因とするかの立証責任を保険金請求者に負担させると、保険金請求者の立証負担が重くなってしまうことは、損保型傷害保険と生保型傷害保険とで変わることはないため、平成19年最判の射程は生保型の傷害保険に及ぶとする見解がある⁷⁾。さらに、些細な約款の文言の定め方により傷害保険の契約内容を変容させることは容易に認めるべきでないことなどを理由に、平成19年最判の判示内容は、生保型の傷害保険にも妥当すると見解もある⁸⁾。

② 本判決は、本件事故1・2ともに外来の事故の発生自体を認めていない。外来の事故の発生を認めない理由としては、第1に、Xの受傷原因についての説明が変遷しており、事故の発生に係るXの供述が信用できること、第2に、Xの骨粗鬆症の状態および骨粗鬆症の一般的な症状（本件事故2においては、Xの脆弱性骨折の既往）を考慮すれば、受傷事実が本件事故の存在を直ちに推認させるものではないことが共通して挙げられている。

第1の点について、本件では、Xらによってなされた初診時・入院時・共済金請求時・本人尋問時などの各時期における医療関係者等への説明を比較して、事故発生の日時・場所・態様についての内容に変遷がないか、あるいは整合性があるかが判断されている。Xの受傷原因についての説明に不合理な変遷があるため、Xの供述が信用できないとの判断は妥当であると考える⁹⁾。なお、Xは高齢の女性であり、高齢者は事故状況を正しく

記憶していない場合があると思われる。請求者側の供述に変遷があった場合は、当該請求者の属性（年齢等）を考慮し、変遷の程度や変遷の原因に注意する必要がある。

第2の点について、本判決は、Xが「骨粗鬆症であり、その程度も相当進行した状態であった」と認定しているが、これは本件事故1受傷後の検査結果（腰椎が同年齢比71%、若年齢比53%）に基づくものと考えられる。裁判例においては、自然加齢や経年性老化を考慮して、同年齢比で同程度であれば軽症と判断する傾向があり¹⁰⁾、若年齢比・同年齢比の結果から、Xの骨粗鬆症の程度を認定した本判断は、適切なものであると考える。

③ 本判決は、外来性・疾病起因性の主張立証責任については言及していない。上述した、平成19年最判の判示内容が、生保型の傷害保険にも妥当するのであれば、外来性は、単に外部からの作用に原因があることと解釈され、疾病起因性（骨粗鬆症の影響）は、保険者側が主張立証することになる。本判決は、第1に、Xの受傷原因についての説明が変遷し、供述が信用できること、第2に、Xの骨粗鬆症の状態を考慮すれば、受傷事実が事故の存在を直ちに推認させるものではないことの2つを理由に外来の事故の発生を否定している。このように、単にXの骨粗鬆症という疾病を理由に、外来性を否定しているわけではないため、本件共済契約に平成19年最判の射程が及ぶと考えているか否かは判然としない。しかし、本件におけるXの骨粗鬆症の状態および骨粗鬆症の一般的な医学的知見については、Yら提出の資料によって認定されており、疾病起因性の判断がYらの主張立証に依拠している点では、平成19年最判と同様の方向性にあるとの評価もある¹¹⁾。

(4) 軽微な外因条項について

軽微な外因条項とは、疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合に、その軽微な外因となった事故を、急激かつ偶発的な外来の事故から除外する事由として定められているものである。

本判決では、本件事故1・2の発生自体が認められていないので、事故が発生したことを前提として適用の有無が検討される、軽微な外因条項の適用について判示する必要はないと思われる。しかし、本

判決は、軽微な外因条項について付言している。

軽微な外因条項の軽微性の判断の仕方については、従来2通りの見解が存在した¹²⁾。第一に、外因と生じた結果との因果関係から軽微性を判断するという見解がある。この見解によると、問題の外因が、通常の健康な者・身体的な疾患等を有しない通常人にとって、死亡等の結果発生の原因とならない場合に、当該外因は軽微な外因と判断されることになる。第二に、外因それ自体の態様・程度から軽微性を判断するという見解がある。しかし、この見解に対しては、軽微かどうかは因果関係の観点を除いて判断することが困難であること¹³⁾、外因それ自体の態様・程度から軽微性を判断する基準を定立することは困難であること¹⁴⁾が指摘されている。

本件において、軽微な外因とは、Xは「発生した結果の重大性からみて、通常はこのような結果を発生させるような原因にはなり得ない程度のもの」、Yらは「通常人ならば傷害が発生しない程度の軽微な外因」と解しており、いずれも外因と生じた結果との因果関係から軽微性を判断する第一の見解に則って主張している。これに対して本判決は、軽微性の判断基準については言及しておらず、本件事故1については「洗濯物の取り込みなどの日常生活動作」、本件事故2については「前屈みになって米袋を持とうとするなどの日常生活動作」は、軽微な外因に該当すると判示した。本判決は、上記の日常生活動作は軽微な外因に該当するとの具体的な結論を示すのみであり、日常生活動作という用語は多義的であるため、軽微性の判断基準は判然としない。どの程度の動作が日常生活動作に該当し、軽微な外因条項の適用対象となるかは残された問題であると考える¹⁵⁾。

(5) おわりに

本件では、外来性の有無や軽微な外因条項の適用を検討する以前に、Xの本件事故に係る供述内容の変遷を理由に、Xの供述は信用できないと判示されている。そして、本判決は、Xの供述が信用できないことに加えて、Xの骨粗鬆症に関する事実等を考慮して、本件事故の発生自体を否定した。結論からすれば、本件は、虚偽の原因事故に基づく共済金請求の事案であると評することができる。しかしながら、仮に本件事故の発生自体が認められていたとすれば、より多くの骨粗鬆症関連の問題が想起できたものと考えられる¹⁶⁾。最後にこの点を指摘しておき

たい。

Xの骨粗鬆症の状態から、本件傷害に対する外力の影響が、本件事故1においては50%、本件事故2においては25%と、Xが診察を受けた医師によって判断されている。そのため、このことが外来性の要件の充足に影響を与えるのか、あるいは本件約款第1条の注にいう、軽微な外因の該当性との関係はどうなるのか、さらには、日常生活動作との関係なども議論されることになると考えられる。なお、損保型の傷害保険には、被保険者が傷害を被ったときすでに存在していた身体の傷害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となったときは、保険者はその影響がなかった場合に相当する金額を決定して支払うとする条項(限定支払条項)が置かれている。しかし、本件約款や生保型の傷害保険では限定支払条項が設けられていない。大前提として生命保険は、疾病を保障するものが多いにもかかわらず、損保型の傷害保険と異なり、生保型の傷害保険で、疾病が影響する傷害が完全に保障対象から除外されてしまうことは、被保険者側の期待に沿わないのではないかと考える。全部免責または全部支払とすることが適切でない場合もあると思われ、柔軟な解決が求められる。疾病と事故との競合的な原因により傷害が生じた場合に、被保険者が傷害を受ける以前から存在していた傷害・疾病的影響を考慮し、影響度に応じた割合的な支払を可能とすることが望ましいと考える。

もっとも、本件においては、Xが事故の発生自体を立証できなかつたため、Xの請求を棄却とした本判決の結論は妥当である。

以上

-
- 1) 判決文においては、共済金の額等も争点となっているが、本稿では省略する。
 - 2) 本稿において、「偶然」と「偶発」は同義と解する。
 - 3) 生保型傷害保険の分類提要方式と一般要件方式の内容や、約款改訂の経緯については、清水太郎「生命保険契約における災害関係特約の約款改訂」保険学雑誌622号123頁(2013年)以下に詳しい。
 - 4) 傷害保険が1911年に発売された際は、保険事故を構成する3要件のうち偶然性要件と外来性要件は存在したが、急激性要件は存在しなかった。急激性要件が広く採用された

のは、戦後の1947年の統一約款採用以後である。傷害保険の保険給付要件の歴史的経緯については、吉澤卓哉・傷害保険の約款構造—原因事故の捉え方と2種類の偶然性中心に6－9頁（2020年・法律文化社）参照。

- 5) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法（第3版）267頁以下（2020年・有斐閣）。被保険者等の疾病による事故でないことも外来性の要件に含むとする見解に石田満・保険契約法の論理と現実304頁（1995年・有斐閣）、含まれないとした見解に潘阿憲「傷害保険契約における傷害事故の外来性の要件について」東京都立大学法学会雑誌46巻2号267頁（2006年）がある。
- 6) 平成19年最判の射程が生保型の傷害保険に及ぶと解される裁判例に仙台地裁石巻支判平成21年3月26日判時2056号143頁、及ばないと解される裁判例に東京地判平成21年12月21日生命保険判例集第21巻733頁および控訴審・東京高判平成22年4月28日生命保険判例集第22巻135頁がある。
- 7) 山下徹哉「災害関係特約の約款規定に関する一考察—損保型傷害保険における判例法理との関係を中心に」生命保険論集第218号147頁（2022年）。
- 8) 山下友信「傷害保険における事故の外来性」同志社法学69巻2号463頁（2017年）。
- 9) 事故発生に関する供述の信用性の低さを理由に、外来の事故の発生を否定した裁判例には、鹿児島地判平成10年6月4日生命保険判例集第10巻205頁、神戸地裁豊岡支判平成14年3月28日生命保険判例集第14巻153頁、名古屋高裁金沢支判平成15年8月27日生命保険判例集第15巻509頁がある。
- 10) 京都地判平成6年6月28日交通事故民事裁判例集27巻3号844頁、神戸地判平成28年10月26日自保ジャーナル1990号90頁。
- 11) 金尾悠香・保険事例研究会レポート第343号7頁（2021年）。
- 12) 大友潤・保険事例研究会レポート第204号20頁（2006年）、伊藤雄司・保険事例研究会レポート第280号9頁（2014年）、山下徹哉・保険事例研究会レポート第281号19頁（2014年）等参照。
- 13) 山下友信・保険法（下）283頁（2022年・有斐閣）。
- 14) 山下徹哉・前掲注12) 21頁。
- 15) 骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン作成委員会・骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン2015年版36頁によれば、脆弱性骨折とは、「軽微な外力によって発生した非外傷性骨折」のことであり、軽微な外力とは、「立った姿勢からの転倒か、それ以下の外力をさす」と説明されている。
- 16) 金尾悠香・前掲9頁にも同様の指摘がある。